

千葉県農業再生協議会公印取扱規程

平成16年3月26日制定

(趣旨)

第1条 千葉県農業再生協議会(以下「県協議会」という。)における公印の取扱いについては、この規程の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規程において「公印」とは、県協議会の業務遂行上作成された文書に使用する印章で、それを押印することにより、当該文書が真正なものであることを認証することを目的とするものをいう。

(種類)

第3条 公印の種類は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 会長印 「千葉県農業再生協議会長」の名称を彫刻

(公印の形状、寸法)

第4条 公印の形状は、角型、その寸法は、一辺27ミリメートル、その材質は柘とする。

(登録)

第5条 会長は、公印を新たに調製し、再製し、又は改印したときは、その印影を公印登録簿に登録しなければならない。

(交付)

第6条 会長は、前条の規定により公印の登録を終えたときは、直ちにその公印を第8条第1項の公印管理責任者に交付しなければならない。

(返納)

第7条 公印が不用となり、又は破損若しくは減耗して使用ができなくなったときは、次条第1項の公印管理責任者は、直ちに会長に返納しなければならない。

2 会長は、前項の公印の返納を受けたときは、1年間保管し、その期間が満了した後、廃棄する。

3 公印が廃棄されたときは、遅滞なく、第5条の登録を抹消するものとする。

(公印管理責任者)

第8条 公印の適切な使用及び管理を図るため、公印管理責任者を置く。

2 前項の公印管理責任者は、事務局長とする。

(管守)

第9条 前条第1項の公印管理責任者は、公印が適切に使用されるよう管理するとともに、公印が使用されないときは、金庫その他の確実な保管設備のあるものに格納し、これに施錠の上、厳重に保管しなければならない。

2 前条第1項の公印管理責任者は、第5条の公印登録簿を厳重に保管しなければならない。

(押印)

第10条 公印の押印は、原則として会長又は公印管理責任者の指示により、事務局担当者が行うものとする。

(使用範囲)

第11条 公印は、決裁が終了した文書を施行するときに限り使用するものとする。なお、経営所得安定対策等推進事業費補助金等の請求又は交付に関する文書、契約又は証明に関する文書、その他特に必要と認める文書には、当該文書とその原議にわたって、会長が契印を押印した上で使用するものとする。

(雑則)

第12条 実施しようとする事業の実施要綱その他の規程、千葉県農業再生協議会規約及びこの規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、幹事会の承認を得た後、会長が定める。

附則

- 1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 平成21年産の取組に係る水田農業構造改革対策、耕畜連携水田活用対策及び水田等有効活用促進対策については、なお従前の例により取り扱うものとする。
- 3 農業者戸別所得補償制度から経営所得安定対策への制度変更に伴う内容については、国の平成25年度当初予算成立後に施行することとし、平成24年産の農業者戸別所得補償制度に係る取組については、従前の例により取り扱うものとする。

平成19年4月2日 一部変更

平成20年4月1日 一部変更

平成20年12月16日 一部変更

平成21年3月13日 一部変更

平成21年9月4日 一部変更

平成22年6月9日 一部変更

平成23年6月2日 一部変更

平成25年3月12日 一部変更

平成29年3月14日 一部変更